

## 7.13D-TaC2 年目ステップ集会

### 50 人の参加で、「君が代」強制反対の今後の取り組みを確認！

私（松田）は、1 職員の立場から大阪市教委の責任を追及します

松田幹雄（「君が代」不起立処分取消大阪市人事委員会申立人・グループ ZAZA）

7 月 13 日夜、天満橋のエルおおさかで行われた「松田さんの『君が代』不起立処分撤回 D-TaC 結成 1 周年 2 年目ステップ集会」には、50 人の方に参加いただき、ともに、松田不起立処分撤回・「君が代」強制反対の闘いの方針を確認することができました。

集会では、私の人事委員会審査請求の代理人弁護士代表で、戦争法違憲訴訟弁護団長である冠木克彦弁護士から、『「戦争法」と日の丸・君が代闘争』の演題で講演がありました。参院選改憲派 3 分の 2 という改憲加速の情勢の中で、「戦争と平和」「天皇制」をめぐる問題を中心に情報統制が強化され、仕事を離れた場でも一個人としての意見表明を認めない「身支配」のような抑圧が強まっていることが指摘されました。運動の進め方としては、自民党の側からの社会変革である改憲に対して、私たちの側からの社会変革運動の中に位置づけた改憲反対運動が問われているとの提起がありました。具体的には、アメリカで、かつてのティーチインのような取り組みが再開されていることが紹介され、憲法カフェ等の小グループでの対話活動を進めていこうという提起でした。「日の丸・君が代」強制をめぐる課題でも、タブーを破る権利闘争をつくり出すことをめざして、職場に対話の輪を広げていくことが重要だと感じました。

また、様々な方から連帯アピールを受けました。互いに認め合い支え合う街づくりをめざす活動をともにしている方、放射能安全神話の学校教育への持ち込みを許さないための活動をともにしている方、教育の管理統制を不登校の子どもたちにまで広げようとする動きに反対している方、橋下・維新の職員支配に抵抗してともに闘っている入れ墨調査拒否処分撤回人事委員会闘争原告の方、共に闘ってきた「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットの方、そして私も一員である不起立処分撤回を闘う当事者グループ ZAZA の方々です。

D-TaC 世話人から、1 年間の活動報告と 2 年目の活動目標案の提案があり、質疑・意見交流の上で、参加者全員で確認しました。今後の取り組みは以下です。

1. 大阪市教委に 4 月 4 日の「修正回答」内容を各学校に周知することを要求する。
2. 市教委に、2014 年度末に市立 N 中学校で指導された「国旗・国歌」の学習教材に関して、「全体のトーンががふさわしくない」と市民回答したことを撤回させる。
3. 市教委に、松田さんの懲戒「戒告」処分を撤回することを要求する。

4. 大森不二夫・前教育委員長の、4月15日付「市（長）特別顧問」就任に反対し、吉村・大阪市長に直ちに解任を求める運動に、他団体と協力して取り組む。
5. これらの活動に広く参加を呼びかけ、現在の会員を2倍に増やす。

これらの活動方針を受け、私は、大阪市立学校の1職員として、「君が代」を生徒に強制する立場に立たされていることを問題にしていきたいと思っています。

大阪市教委が卒業式前に出している教育長通知の中には、「これまでも…『卒業式及び入学式においては、ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する』…等について、各校園に通知してきたところであり」とあります。私たちは、大阪市教委から、生徒に対して「しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」ことを指示されているわけですが、「どう指導すべきか」ということについて一度も説明されたことはありません。教育センターでは数多くの研修会がひっきりなしに開かれているのに、国歌「君が代」指導については一度の研修会も開かれたことはありません。発令式で歌わせている新採用の人に対しても、歌詞の説明すらしていません。国歌「君が代」の斉唱であるにも関わらず、市教委がいつも持ち出す「学習指導要領」には、「国歌」一般の意義等については書いていますが、「君が代」については、何も書いていません。「何の説明もなしに、どうして斉唱『指導』ができるのか」「『どう指導すべきか』の説明がなければ、市教委の指示を拒否する」と言いたいと思います。学校長には、そう言っている職員がいることを市教委に伝えていただきたいと思っています。

もう一つ、生徒の声を聞いてみたいと思っています。

<質問1>

「君が代」の歌詞の意味を知っていますか。

<質問2>

国歌「君が代」の意味をきちんと教えてほしいですか。（以下のことを伝えて）

「君が代」は時代によって扱われ方が違い、意味が変わってきました。

- ①和歌としてつくられ、おめでたい席などでうたわれていたとき
- ②大日本帝国憲法の下、国歌的扱いをされ、臣民が天皇に対して歌う歌とされたとき
- ③1999年、国旗国歌法ができたとき【日本国憲法下での政府の解釈】

多くの生徒は、「君が代」の歌詞の意味を知らず、時代によって意味が変わってきたのなら、それを知りたいと思っているのではないのでしょうか。その実態をつかんで、生徒の要求でもあることを示していきたいと思っています。

「君が代」を強制する側に立たされている1職員として市教委の責任を追及すること…それが、多くの人の努力で再任用され、教職員として学校に残ることができた私の責務であると感じています。D-TaC2年目ステップ集会の報告と今後の決意でした。今後ともよろしく申し上げます。